

改正案		現行
目次（現行のとおり） 第一条から第五条の二十一まで（現行のとおり） （特定エネルギー等） 第五条の二十二（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 供給する特定エネルギーにおける新設再生可能エネルギー発電設備（新設された再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）からの供給の拡大に係る措置 二 特定エネルギーの供給条件（再生可能特定エネルギーを含むものに限る。）の多様化に係る措置 三 その他知事が必要と認める事項 （エネルギー環境計画書の提出等） 第五条の二十三 条例第九条の三第一項の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。 2 条例第九条の三第一項第一号に規定する規則で定める単位は、		目次（略） 第一条から第五条の二十一まで（略） （特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者） 第五条の二十二（略） 2（略） （新設） （エネルギー環境計画書の提出等） 第五条の二十三 条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。 2 条例第九条の三第一号に規定する規則で定める単位は、キロワ

キロワット時とする。

3| 条例第九条の三第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量

二 特定エネルギーの供給条件（再生可能特定エネルギーを含むものに限る。）の多様化に係る措置

三 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第一号に規定する量

四 その他知事が必要と認める事項

4| 条例第九条の三第二項に規定する規則で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

5| 条例第九条の三第二項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の十五の二によるエネルギー環境計画書変更届出書に、当該変更しようとする事項について記載したエネルギー環境計画書を添付して行わなければならない。

（エネルギー状況報告書の提出等）

第五条の二十四（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3| 条例第九条の五第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量

ット時とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（エネルギー状況報告書の提出等）

第五条の二十四（略）

2（略）

（新設）

二 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 三 その他知事が必要と認める事項 (事業者によるエネルギー環境計画書等の公表) 第五条の二十五 (現行のとおり)	
条例第九条の六第一項第一号一 (現行のとおり) 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 三 供給する特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 四 特定エネルギーの供給条件(再生可能特定エネルギーを含むものに限る。)の多様化に係る措置 五 特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び第三号に規定する量(条例第九条の三第二項の規定による変更の届出を行った場合にあつては、当該届出にお	

(事業者によるエネルギー環境計画書等の公表) 第五条の二十五 (略)	
条例第九条の六第一項第一号一 (略) 二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標 (新設) (新設) (新設)	

	けるもの） 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項
条例第九条の六第一項第二号	一及び二 （現行のとおり） 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合 四 前年度に供給した特定エネルギーにおける電源構成、属性及び新設再生可能エネルギー発電設備ごとの量 五 前年度の特定エネルギーの供給条件ごとにおける特定エネルギーの供給の量に対する再生可能特定エネルギーの供給の量の割合及び前号に規定する量 六 前各号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項

	三 前二号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項
条例第九条の六第一項第二号	一及び二 （略） 三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合 （新設） （新設） 四 前三号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項

として知事が認める事項を含まないものとする。

3 条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4 (現行のとおり)

第五条の二十六から第八条の二まで (現行のとおり)

(削る)

を含まないものとする。

3 条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4 (略)

第五条の二十六から第八条の二まで (略)

(省エネルギー性能目標値の設定)

第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の四に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

二 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

三 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

四 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

五 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

六 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学

校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

八 集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ボートリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。

一 当該建築物のうち、第二項第一号に規定する用途に供する部分（当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。） 当該用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

二 当該建築物のうち、第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれか

(削る)

の部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 当該各用途に供する部分の建築物の熱負荷の低減

三 当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 設備システムのエネルギーの使用の合理化

（有効利用が可能なエネルギー）

第八条の四 条例第十七条の五に規定する規則で定める範囲及び規則で定めるエネルギーは、次の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定めるエネルギーとする。

一 特定開発区域等	
(一) 一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱	
(二) 下水汚泥の焼却に伴い排出される熱	
(三) 下水処理水の熱	
(四) 河川水の熱	
(五) 海水の熱	
(六) 建築物の空調和に伴い排出される熱	
(七) 地下式構造の鉄道から排出される熱	
(八) 太陽光	
前項(一)から(六)までに掲げる熱	二 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街

(特定開発区域等脱炭素化方針の作成等)

第八条の三 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める目標値の設定は、次に掲げるものとする。

一 建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能についての目標値の設定

二 再生可能エネルギーの利用の割合に関する目標値の設定

2 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定める設備等は、次項に規定する取組を行うに当たって必要なものとする。

区(道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。)の区域

三 特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域(前項の区域を除く。)

第一項(一)から(五)までに掲げる熱

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第八条の五 条例第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出は、別記第二号様式の十七によるエネルギー有効利用計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成するエネルギー有効利用計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の七に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

一 特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日(以下この号において「特定日」という。)(当該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)の百八十日前

ア 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による確認(同法第六条の二第一項の規定による確

認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日	イ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第一項の規定による集約都市開発事業計画の認定の申請又は同法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下これらを「低炭素化法に基づく認定申請」という。）の日	二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等を行うとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この号、次条第二項第二号及び第八条の七第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の百八十日前	ア 建築確認申請等の日 イ 低炭素化法に基づく認定申請の日	（新設）	3 条例第十七条の四第一項に規定する規則で定めるエネルギーの利用等に関する取組は、次に掲げるものとする。	一 エネルギーの効率的な利用に関する取組	二 エネルギーの脱炭素化の推進に関する取組	三 地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給に関する取組	四 エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他のエネルギーの使用の合理化のための業務の高度化に関する取組	五 資源の適正利用、生物の多様性の保全等に関する取組
--	--	--	---	-------------	--	------------------------------	-------------------------------	--	--	------------------------------------

六 気候変動（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）への適応及び災害に対する強じん性に関する取組

4 条例第十七条の四第二項の規定による特定開発区域等脱炭素化方針の提出は、別記第二号様式の十七による特定開発区域等脱炭素化方針提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する特定開発区域等脱炭素化方針を添付して行わなければならない。

5 条例第十七条の四第二項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において新築等しようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項、次条第二項第二号及び第八条の五第二項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の三百日前とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第一項の規定による確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知（以下これらを「建築確認申請等」という。）の日

二 法令の規定による認定に基づき建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなされる場合における当該認定に係る申請（以下「認定申請」という。）の日

6 条例第十七条の四第二項第四号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 特定開発事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（新設）

（新設）

3 条例第十七条の七第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（新設）

二 特定開発事業の概要

三 特定開発区域の範囲

四 特定開発区域等脱炭素化方針の公表の担当部署及び方法
(削る)

五 導入する熱源機器の概要 (第三項第三号の地域冷暖房の導入その他の複数の建築物へのエネルギーの供給を行わない場合に限る。)

(特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出)

第八条の四 条例第十七条の五本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

一 前条第六項第一号に掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書

二 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項(前条第六項第一号に掲げる事項を除く。)を変更する場合 別記第二号様式の十九による特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書及び変更しようとする事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針

2 条例第十七条の五本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、前条第六項第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。

一 (現行のとおり)

(新設)

(新設)

一 エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法

二 特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器及び制御機器の運転方法及び制御方法の調整の実施の有無

三 導入する熱源機器の概要 (条例第十七条の七第七号において地域冷暖房を導入しないとした場合に限る。)

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第八条の六 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

一 条例第十七条の七第一号に掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書

二 条例第十七条の七第二号から第八号までに掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十九によるエネルギー有効利用計画書変更届出書及び変更しようとする事項を記載したエネルギー有効利用計画書

2 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、条例第十七条の七第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。

一 (略)

二 (現行のとおり)

ア (現行のとおり)

イ 認定申請の日

3 条例第十七条の五ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第六項第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更(特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。)をする場合

(削る)

(削る)

二 (現行のとおり)

(特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化方針の公表)

第八条の五 条例第十七条の六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の六第一項の規定による公表は、遅くとも特定日(当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日)から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日(当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る

二 (略)

ア (略)

イ 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 条例第十七条の八ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第十七条の七第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更(特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。)をする場合

二 条例第十七条の七第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

三 条例第十七条の七第七号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する地域冷暖房の導入の有無の検討結果を変更するとき以外の変更をする場合

四 (略)

(特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の七 条例第十七条の九第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、遅くとも特定日(当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日)から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日(当該建築物が複数ある場合にあつては、全ての当該建築物の新築等に係る

工事が完了する日）までの間行わなければならない。

一 （現行のとおり）

二 認定申請の日

3 条例第十七条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による特定開発区域等脱炭素化方針の公表）

第八条の六 条例第十七条の六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 及び二 （現行のとおり）

（特定開発区域等脱炭素化報告書の提出）

第八条の七 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、別記第二号様式の二十による特定開発区域等脱炭素化報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した特定開発区域等脱炭素化報告書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事が完了した日（当該建築物が複数ある場合にあっては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了した日）の翌日から起算して一年以内にしなければならない。

工事が完了する日）までの間行わなければならない。

一 （略）

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事によるエネルギー有効利用計画書の公表）

第八条の八 条例第十七条の九第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の九第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 及び二 （略）

（新設）

（新設）

（特定開発事業者による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表）
第八條の八 条例第十七條の八第一項の規定による公表の内容は、
条例第十七條の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七條の八第一項の規定による公表は、条例第十七條の
七の規定による特定開発区域等脱炭素化報告書の提出後速やか
に、行わなければならない。

3 条例第十七條の八第一項の規定による公表は、インターネット
の利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業
所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間
等を配慮した方法により行うものとする。

4 特定開発事業者は、条例第十七條の八第一項の規定により公表
した後、特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に変更が
生じた場合は、当該変更の内容について公表するよう努めなけれ
ばならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
（知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表）

第八條の九 条例第十七條の八第二項の規定による公表の内容は、
条例第十七條の四第二項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七條の八第二項の規定による公表は、次に掲げる方法
により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

（地域エネルギー供給計画書の作成等）

第八條の十 条例第十七條の十第一項の規定による地域エネルギー
供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十一による地域エネル

（新設）

（地域エネルギー供給計画書の作成等）

第八條の九 条例第十七條の十一第一項の規定による地域エネルギ
ー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十による地域エネル

ギー供給計画書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようにする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。

一 （現行のとおり）

二 認定申請の日

3 条例第十七条の十一第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一から六まで （現行のとおり）

七 エネルギーの需給調整に資する取組

八 災害に対する強じん性に関する取組

（地域エネルギー供給計画書の変更）

第八条の十一 条例第十七条の十一第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十三の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。

2 条例第十七条の十一第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十三の規定による届出が行われる日までの変更につい

ギー供給計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようにする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）の百二十日前とする。

一 （略）

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 条例第十七条の十一第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一から六まで （略）

（新設）

（新設）

（地域エネルギー供給計画書の変更）

第八条の十 条例第十七条の十二第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。

2 条例第十七条の十二第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更につい

て、別記第二号様式の二十三による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十二 条例第十七条の十二第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一 （現行のとおり）

二 認定申請の日

3 条例第十七条の十二第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十三 条例第十七条の十二第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一及び二 （現行のとおり）

て、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十一 条例第十七条の十三第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、遅くとも次に掲げる日のいずれか早い日（以下この項において「特定日」という。）（当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日）から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一 （略）

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十二 条例第十七条の十三第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一及び二 （略）

(エネルギー供給の開始の届出)

第八条の十四 条例第十七条の十三の規定による届出は、別記第二号様式の二十四によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十三に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出)

第八条の十五 条例第十七条の十四の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の二十五による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、第八条の十三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（次条及び第八条の十七において同じ。）。

(地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十六 条例第十七条の十五第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。

(エネルギー供給の開始の届出)

第八条の十三 条例第十七条の十四の規定による届出は、別記第二号様式の二十三によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十四に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出)

第八条の十四 条例第十七条の十五の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の二十四による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場合において、第八条の九第三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（第八条の十五及び第八条の十六において同じ。）。

(地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十五 条例第十七条の十六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。

3 条例第十七条の十五第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十七 条例第十七条の十五第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十五第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 及び二 (現行のとおり)

(地域冷暖房区域の指定)

第八条の十八 条例第十七条の十七第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。

3 条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (現行のとおり)

二 条例第十七条の十第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の十第三項第三号の量に係る基準 エネルギーの供給に

3 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十六 条例第十七条の十六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 及び二 (略)

(地域冷暖房区域の指定)

第八条の十七 条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十五による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。

3 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準 エネルギーの供

に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別表第一の四二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。

（地域冷暖房区域指定に係る説明等）

第八条の十九 条例第十七条の十七第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、第九条の二第一項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の十七第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第九条の二第一項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

3 条例第十七条の十七第四項に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

（地域冷暖房区域の公示）

第八条の二十 条例第十七条の十七第六項の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。

給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別表第一の四二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量（既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する二箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く二箇年度）におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。）が、同部の下欄に定める量以下であること。

（地域冷暖房区域指定に係る説明等）

第八条の十八 条例第十七条の十八第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物（増築の場合にあっては、増築部分に限る。）について、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の十八第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

3 条例第十七条の十八第四項に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

（地域冷暖房区域の公示）

第八条の十九 条例第十七条の十八第六項の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。

一及び二（現行のとおり）

（地域冷暖房区域の変更）

第八条の二十一 条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十七による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例第十七条の十七第一項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

（地域冷暖房区域の指定の取消し）

第八条の二十二 条例第十七条の十九第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。

2 条例第十七条の十九第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。

3 条例第十七条の十九第一項第四号に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。

4 条例第十七条の十九第一項第五号の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。

一及び二（略）

（地域冷暖房区域の変更）

第八条の二十 条例第十七条の十九第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

（地域冷暖房区域の指定の取消し）

第八条の二十一 条例第十七条の二十第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。

2 条例第十七条の二十第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。

3 条例第十七条の二十第一項第四号に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。

4 条例第十七条の二十第一項第五号の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。

(熱供給の受入検討義務)

第八条の二十三 条例第十七条の二十第一項に規定する新築等をしようにする建築物の規則で定める規模は、第八条の十九第一項に規定する規模とする。

2 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようにする建築物の規則で定める規模は、第八条の十九第二項に規定する規模とする。

3 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあつては、その合計）の過半に相当する更新とする。

4 条例第十七条の二十第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記第二号様式の二十八による熱供給受入検討結果届出書に、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の受入に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。

一 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようにする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日

二 条例第十七条の二十第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようにする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前

(熱供給の受入検討義務)

第八条の二十二 条例第十七条の二十一第一項に規定する新築等をしようにする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第一項に規定する規模とする。

2 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようにする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第二項に規定する規模とする。

3 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は温熱の供給能力（当該熱源機器が複数ある場合にあつては、その合計）の過半に相当する更新とする。

4 条例第十七条の二十一第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記第二号様式の二十七による熱供給受入検討結果届出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の受入に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。

一 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようにする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日

二 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようにする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前

5 (現行のとおり)

第九条 (現行のとおり)

(省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十條の三に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類するものの

二 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「事務所等」という。)

三 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「ホテル等」という。)

四 病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「病院等」という。)

五 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「百貨店等」という。)

六 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「学校等」という。)

七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「飲食店等」という。)

八 図書館、博物館、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エ

5 (略)

第九条 (略)

(省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十條の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「集会所等」という。）

九 工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準

二 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第

（新設）

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一 当該特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 当該特定建築物のうち、第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別

一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する
基準

(削る)

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 認定申請の日

第十条の二及び第十一条 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第十二条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 条例第二十一条第三号から第七号までに掲げる事項の変更
変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

2 条例第二十二条第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第七号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

3から5まで (現行のとおり)

表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の
値

(特別大規模特定建築物の規模)

第九条の三 条例第二十条の四に規定する規則で定める規模は、第八条の三第一項に規定する規模とする。

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

第十条の二及び第十一条 (略)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第十二条 (略)

一 (略)

二 条例第二十一条第三号から第八号までに掲げる事項の変更
変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

2 条例第二十二条第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

3から5まで (略)

(工事完了の届出)

第十三条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

(削る)

(削る)

(削る)

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 (現行のとおり)

2| 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

3| 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める用途は、第九条の二第一項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

4| (現行のとおり)

(工事完了の届出)

第十三条 (略)

2及び3 (略)

4| 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める日は、同条第一項の規定による届出の日の翌日から起算して百八十日を経過した日とする。

5| 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、マンションのみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

6| 条例第二十三条第三項の規定による報告は、別記第五号様式の二による省エネルギー性能状況報告書提出書に、配慮指針に基づき作成する省エネルギー性能状況報告書を添付して行うものとする。

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 (略)

(新設)

2| 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

3| (略)

(特定マンションの環境性能の表示等)

第十三条の三 (現行のとおり)

2から5まで (現行のとおり)

6 条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式^二によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

第十三条の三の二 (現行のとおり)

(環境性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分のみに係る工事了了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

2| 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物等の新築等に係る工事の着手の予定の日^一の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一及び二 (現行のとおり)

3| (現行のとおり)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物等に係る環境性能評価書の交付を行ったことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第九条の二第一項第二号から

(特定マンションの環境性能の表示等)

第十三条の三 (略)

2から5まで (略)

6 条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式^三によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

第十三条の三の二 (略)

(環境性能評価書の作成等)

第十三条の四 (新設)

条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物等の新築等に係る工事の着手の予定の日^一の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一及び二 (略)

2| (略)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物等に係る環境性能評価書の交付を行ったことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第八条の三第二項第二号から

第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル未満であるとき。	二 (現行のとおり)	4 条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第二項各号のいずれか早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。	5 条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の三による環境性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。 一から三まで (現行のとおり) (マンション環境性能表示の変更の届出等) 第十三条の五 (現行のとおり)	2 条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の四によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項若しくは条例第二十三条の三の二第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。 3及び4 (現行のとおり) 第十三条の五の二から第八十三条まで (現行のとおり) 別表第一から別表第一の三の二まで (現行のとおり) 別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準(第八条の十八関係) 一 (現行のとおり) (現行のとおり)	備考
第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル未満であるとき。	二 (略)	3 条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第一項各号のいずれか早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。	4 条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による環境性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。 一から三まで (略) (マンション環境性能表示の変更の届出等) 第十三条の五 (略)	2 条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の五によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項若しくは条例第二十三条の三の二第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。 3及び4 (略) 第十三条の五の二から第八十三条まで (略) 別表第一から別表第一の三の二まで (略) 別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準(第八条の十七関係) 一 (略) (略)	備考

一から三まで (現行のとおり)

四 二(五)において、「一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱、下水汚泥の焼却に伴い排出される熱その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。」

五 (現行のとおり)

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の十三第三項第三号の量に係る基準

(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第一の五 省エネルギー性能基準(第九条の二関係)

基準	区分		
	イ 病院等、飲食店等又は集会所等の用途に供する部分	ロ 事務所等、ホテル等、百貨店等又は学校等の用途に供する部分	ハ 工場等の用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	BPIが一・〇以下であること。	BPIが一・〇以下であること。	II
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途BEIが〇・八五以下であること。	非住宅用途BEIが〇・八以下であること。	非住宅用途BEIが〇・七五以下であること。

一から三まで (略)

四 二(五)において、第八条の四の表の一の項の下欄に掲げる(一)及び(二)の熱その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。

五 (略)

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準

(略)

備考 (略)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の二関係)

建築物の熱負荷の低減率	〇
設備システムのエネルギー利用の低減率	〇

備考

一 B P Iとは、次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物（増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下（二）において同じ。）の屋内周

備考

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A \parallel (1 - B P I) \times 100$$

この式において、A及びB P Iは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

B P I 次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物（増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）別表第一に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋

囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計（単位
平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分
に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値と
する。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供
する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物
の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋
内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域
の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空
間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とす
る。

(三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費
性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出さ
れるBPIの値

二 非住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。

(一) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量（基準省令第一
条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二
条E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。(二)にお
いて同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一
条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三
条Bを乗じる部分及びE_Mを加える部分を除いて算出した
ものをいう。(二)において同じ。）で除して得た値とする。
(二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量
モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギ
ー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認め
るものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量

内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空
間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区
分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空
間の床面積により加重平均した数値で除して得た値と
する。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物
（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋
内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとし
て国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において
同じ。）の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間
の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た
値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第一
に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に
掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場
合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋
内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空
間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区
分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空
間の床面積により加重平均した数値で除して得た値と
する。

(三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー
消費性能を適切に評価できる方法と認める方法におい
て算出されるBPIの値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式によ
り算出した値をいう。あ

を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

- (三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB E Iの値

三 この表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

- (一) 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号に規定するものを用い、基準省令第二条により算出したものをいう。(二)において同じ。）を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号に規定するものを用い、基準省令第三条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途B E Iの上限値に読み替えて算出したものをいう。(二)において同じ。）を合計して得た数値を超えないこと。

- (二) 特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。

$$E R R \parallel (1 - B E I) \times 100$$

この式において、E R R及びB E Iは、それぞれ次の値を表すものとする。

E R R 設備システムのエネルギー利用の低減率
B E I 次のいずれかの値をいう。

- (一) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号に規定するものを用い、同省令第二条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）を基準一次エネルギー消費量（同省令第一条第一項第一号に規定するものを用い、同省令第三条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下同じ。）で除して得た値とする。

- (二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下(二)において同じ。）の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

- (三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるB E Iの値

こと。

別表第二から別表第二十まで（現行のとおり）
別記第一号様式から別記第二号様式の十四まで（現行のとおり）
別記第二号様式の十五

第2号様式の15（第5条の23関係）

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所 氏 名 (法人にあっては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
エネルギー環境計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3第1項の規定によりエネルギー環境計画書を提出します。	
事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第二号様式の十五の二

(新設)

第2号様式の15（第5条の23関係）

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所 氏 名 (法人にあっては名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
エネルギー環境計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3の規定によりエネルギー環境計画書を提出します。	
事業者の名称	
事業者の所在地	
エネルギー環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二から別表第二十まで（略）
別記第一号様式から別記第二号様式の十四まで（略）
別記第二号様式の十五

別記第二号様式の十六
（現行のとおり）
別記第二号様式の十七

第2号様式の15の2（第5条の23関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住所氏名
〔法人にあつては名称、代表者又は管理者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

エネルギー環境計画書変更届出書

エネルギー環境計画書の記載事項について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第9条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の名称	
事業者の所在地	
変更した事項を記載したエネルギー環境計画書	
変更した事項	変更前
	変更後
連絡先 (電話番号)	
※受付欄	

（日本産業規格A列4番）

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 エネルギー環境計画書の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第二号様式の十六
（略）
別記第二号様式の十七

第2号様式の17(第8条の3関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕
特定開発区域等脱炭素化方針提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の4第2項の規定により、特定 開発区域等脱炭素化方針を提出します。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
特定開発区域等脱炭素化方針	別添のとおり	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の17(第8条の5関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕
エネルギー有効利用計画書提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の7の規定により、エネルギー 有効利用計画書を提出します。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
エネルギー有効利用計画書	別添のとおり	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の18(第8条の4関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所 氏名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
特定開発事業者氏名等変更届出書		
特定開発事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の5の規定により、次のとおり届け出ます。		
特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		
特定開発区域等脱炭素化方針提出書等の受付番号		特定開発区域等脱炭素化方針提出書() 特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書()
変更日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
連絡先		(電話番号)
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の18(第8条の6関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所 氏名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
特定開発事業者氏名等変更届出書		
特定開発事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の8の規定により、次のとおり届け出ます。		
特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		
エネルギー有効利用計画提出書等の受付番号		エネルギー有効利用計画提出書() エネルギー有効利用計画書変更届出書()
変更日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
連絡先		(電話番号)
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の19(第8条の4関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書		
特定開発区域等脱炭素化方針の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の5の規定により、次のとおり届け出ます。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
特定開発区域等脱炭素化方針 提 出 書 等 の 受 付 番 号	特定開発区域等脱炭素化方針提出書() 特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書()	
変更しようとする事項を記載した 特定開発区域等脱炭素化方針	別添のとおり	
変更しようとする事項	変 更 前	
	変 更 後	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の19(第8条の6関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
エネルギー有効利用計画書変更届出書		
エネルギー有効利用計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の6の規定により、次のとおり届け出ます。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
エネルギー有効利用計画書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	エネルギー有効利用計画書提出書() エネルギー有効利用計画書変更届出書()	
変更しようとする事項を記載した エネルギー有効利用計画書	別添のとおり	
変更しようとする事項	変 更 前	
	変 更 後	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の20(第8条の7関係)

東京 都 知 事 殿

年 月 日

住 所
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の
氏名及び主たる事業所の所在地〕

特定開発区域等脱炭素化報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の7の規定により、特定開発区域等脱炭素化報告書を提出します。

特 定 開 発 事 業 の 名 称	
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地	
特定開発区域等脱炭素化報告書	別添のとおり
連 絡 先	
	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の21(第8条の10関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕
地域エネルギー供給計画書提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の10第1項の規定により、地域エネルギー供給計画書を提出します。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
特 定 開 発 区 域 等 脱 炭 素 化 方 針 提 出 書 等 の 受 付 番 号	特定開発区域等脱炭素化方針提出書() 特定開発区域等脱炭素化方針変更届出書()	
地域エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
地域エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書	別添のとおり	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の20(第8条の9関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕
地域エネルギー供給計画書提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の11第1項の規定により、地域エネルギー供給計画書を提出します。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
特 定 開 発 区 域 の 所 在 地		
エ ネ ル ギ ー 有 効 利 用 計 画 書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	エネルギー有効利用計画書提出書() エネルギー有効利用計画書変更届出書()	
地域エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
地域エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書	別添のとおり	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※欄には記入しないこと。

第2号様式の22(第8条の11関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書		
地域エネルギー供給事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	地域エネルギー供給計画書提出書()	地域エネルギー供給計画書変更提出書()
変 更 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の21(第8条の10関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書		
地域エネルギー供給計画事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の12第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
特 定 開 発 事 業 の 名 称		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	地域エネルギー供給計画書提出書()	地域エネルギー供給計画書変更提出書()
変 更 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
連 絡 先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の23(第8条の11関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給計画書変更提出書		
地域エネルギー供給計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の11第2項の規定により、次のとおり提出します。		
特定開発事業の名称		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書()	地域エネルギー供給計画書変更提出書()
変更しようとする事項を記載した地域エネルギー供給計画書	別添のとおり	
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の22(第8条の10関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給計画書変更提出書		
地域エネルギー供給計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の12第2項の規定により、次のとおり提出します。		
特定開発事業の名称		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書()	地域エネルギー供給計画書変更提出書()
変更しようとする事項を記載した地域エネルギー供給計画書	別添のとおり	
変更しようとする事項	変更前	
	変更後	
連絡先	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の24(第8条の14関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
エネルギー供給開始届		
地域エネルギー供給計画書に係るエネルギー供給を開始したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の13の規定により、次のとおり届け出ます。		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	地域エネルギー供給計画書提出書()	
	地域エネルギー供給計画書変更提出書()	
エネルギーの供給を開始した日	年 月 日	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の23(第8条の13関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
エネルギー供給開始届		
地域エネルギー供給計画書に係るエネルギー供給を開始したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の14の規定により、次のとおり届け出ます。		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地 域 エ ネ ル ギ ー 供 給 計 画 書 提 出 書 等 の 受 付 番 号	地域エネルギー供給計画書提出書()	
	地域エネルギー供給計画書変更提出書()	
エネルギーの供給を開始した日	年 月 日	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の25(第8条の15関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所 氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給実績報告書提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の14の規定により、地域エネルギー供給実績報告書を提出します。		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書 提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書() 地域エネルギー供給計画書変更提出書()	
地域エネルギー供給実績報告書	別添のとおり	
連絡先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の24(第8条の14関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所 氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域エネルギー供給実績報告書提出書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の15の規定により、地域エネルギー供給実績報告書を提出します。		
エネルギー供給を行う区域の名称		
エネルギー供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書 提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書() 地域エネルギー供給計画書変更提出書()	
地域エネルギー供給実績報告書	別添のとおり	
連絡先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の26(第8条の18関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域冷暖房区域指定申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の17第1項の規定により、次のとおり地域冷暖房区域の指定を申請します。		
指定を申請するエネルギー 供給を行う区域の名称		
指定を申請するエネルギー 供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書 提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書() 地域エネルギー供給計画書変更提出書() 地域エネルギー供給実績報告書提出書()	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の25(第8条の17関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域冷暖房区域指定申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の18第1項の規定により、次のとおり地域冷暖房区域の指定を申請します。		
指定を申請するエネルギー 供給を行う区域の名称		
指定を申請するエネルギー 供給を行う区域の所在地		
地域エネルギー供給計画書 提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書提出書() 地域エネルギー供給計画書変更提出書() 地域エネルギー供給実績報告書提出書()	
連 絡 先		
	(電話番号)	
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の27(第8条の21関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域冷暖房区域変更申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の18第1項の規定により、次の とおり地域冷暖房区域の変更を申請します。		
地域冷暖房区域の名称		
地域冷暖房区域の所在地		
地 域 冷 暖 房 区 域 指 定 申 請 書 等 の 受 付 番 号		地域冷暖房区域指定申請書() 地域冷暖房区域変更申請書()
変更しようとする 地域冷暖房区域	変更前	
	変更後	
連 絡 先		(電話番号)
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の26(第8条の20関係)

東京 都 知 事 殿		年 月 日
住 所 氏 名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事業所の所在地〕		
地域冷暖房区域変更申請書		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の19第1項の規定により、次の とおり地域冷暖房区域の変更を申請します。		
地域冷暖房区域の名称		
地域冷暖房区域の所在地		
地 域 冷 暖 房 区 域 指 定 申 請 書 等 の 受 付 番 号		地域冷暖房区域指定申請書() 地域冷暖房区域変更申請書()
変更しようとする 地域冷暖房区域	変更前	
	変更後	
連 絡 先		(電話番号)
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の28(第8条の23関係)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

熱供給受入検討結果届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の20第2項の規定により、地域エネルギー供給事業者との協議及び供給する熱の受入れに関する検討の結果について、次のとおり届け出ます。

地域冷暖房区域の名称	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の名称 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	
検討結果(供給する熱の受入れの可否)	☐ 受け入れる ☐ 受け入れない
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式の27(第8条の22関係)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

熱供給受入検討結果届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の21第2項の規定により、地域エネルギー供給事業者との協議及び供給する熱の受入に関する検討の結果について、次のとおり届け出ます。

地域冷暖房区域の名称	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の名称 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	
検討結果(供給する熱の受入の可否)	☐ 受け入れる ☐ 受け入れない
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第3号様式(第10条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	住 所
	氏 名
	〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕
建築物環境計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第21条の規定により、建築物環境計画書を提出します。	
建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第3号様式(第10条関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	住 所
	氏 名
	〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕
建築物環境計画書提出書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第21条第1項の規定により、建築物環境計画書を提出します。	
建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物環境計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第三号様式の三から別記第五号様式まで（削る）
（現行のとおり）

第3号様式の2（第10条関係）

建築物環境計画書				
建物番号				
1 建築主の氏名等				
建築主	氏名			
	住所			
設計者	氏名			
	住所			
施工者	氏名			
	住所			
計画書の担当部署				
2 建築物等の名称及び所在地				
建築物等の名称				
建築物等の所在地				
3 建築物等の概要				
新築・増築・改築の区別				
工事期間（予定）		工事完了		
年 月 日		年 月 日		
敷地面積		建築面積		
延べ面積		延べ面積		
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	集会所等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他（ ）	㎡
	事務所等	㎡	（ ）	㎡
	学校等	㎡	（ ）	㎡
建築物の高さ				
階数				
構造				
4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の評価 別紙「取組・評価書」のとおり				
5 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況 別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり 【設備】 ☐ 導入する ☐ 導入しない 【電力】 ☐ 導入する ☐ 導入しない ☐ 未定				
6 省エネルギー性能基準に対する適合状況 ☐ 適合する ☐ 適合しない ☐ 対象となる用途がない				
7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況 ☐ 適合する ☐ 適合しない ☐ 対象となる用途がない				

（日本産業規格A列4番）

別記第三号様式の三から別記第五号様式まで（略）
別記第五号様式の二

第3号様式の2（第10条関係）

建築物環境計画書				
建物番号				
1 建築主の氏名等				
建築主	氏名			
	住所			
設計者	氏名			
	住所			
施工者	氏名			
	住所			
計画書の担当部署				
2 建築物等の名称及び所在地				
建築物等の名称				
建築物等の所在地				
3 建築物等の概要				
新築・増築・改築の区別				
工事期間（予定）		工事完了		
年 月 日		年 月 日		
敷地面積		建築面積		
延べ面積		延べ面積		
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	集会場等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他（ ）	㎡
	事務所等	㎡	（ ）	㎡
	学校等	㎡	（ ）	㎡
建築物の高さ				
階数				
構造				
4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の評価 別紙「取組・評価書」のとおり				
5 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況 別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり 【設備】 ☐ 導入する ☐ 導入しない 【電力】 ☐ 導入する ☐ 導入しない ☐ 未定				
6 省エネルギー性能基準に対する適合状況 ☐ 適合する ☐ 適合しない ☐ 対象となる用途がない				
7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況 ☐ 適合する ☐ 適合しない ☐ 対象となる用途がない				

（日本産業規格A列4番）

第5号様式の2(第13条関係)

東京 都 知 事 殿

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

省エネルギー性能状況報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条第3項の規定により、省エネルギー性能状況報告書を提出します。

特別大規模特定建築物の名称	
特別大規模特定建築物の所在地	
建築物環境計画書提出書等の 受 付 番 号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書() 建築物等工事完了届出書()
省エネルギー性能状況報告書	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号)
添受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の2(第13条の3関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所 氏 名	〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕
マンション環境性能表示届出書	
マンションの 販売 広告中にマンション環境性能表示を 表 示 し たので、都民の 賃貸 健康と安全を確保する環境に関する条例 第23条の3第3項 表示させ 第23条の3の2第1項 の規定により、次のと おり届け出ます。	
建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物環境計画書提出 書等の受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書()
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託 者の住所及び名称 〔法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地〕	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の3(第13条の3関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所 氏 名	〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕
マンション環境性能表示届出書	
マンションの 販売 広告中にマンション環境性能表示を 表 示 し たので、都民の 賃貸 健康と安全を確保する環境に関する条例 第23条の3第3項 表示させ 第23条の3の2第1項 の規定により、次のと おり届け出ます。	
建築物等の名称	
建築物等の所在地	
建築物環境計画書提出 書等の受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書()
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託 者の住所及び名称 〔法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地〕	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第五号様式の四

第5号様式の3(第13条の5関係)

東京都知事殿		年 月 日		
住所氏名		〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		
環境性能評価書交付届出書				
環境性能評価書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
特別大規模特定建築物の名称				
特別大規模特定建築物の所在地				
特別大規模特定建築物の用途別床面積	ホテル等	m ²	飲食店等	m ²
	病院等	m ²	集会所等	m ²
	百貨店等	m ²	その他()	m ²
	事務所等	m ²	()	m ²
	学校等	m ²	()	m ²
建築物環境計画書提出書等の受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書() 建築物等工事完了届出書()			
交付した環境性能評価書の写し		別添のとおり		
連絡先		(電話番号)		
※受付欄				

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第五号様式の五

第5号様式の4(第13条の4関係)

東京都知事殿		年 月 日		
住所氏名		〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		
環境性能評価書交付届出書				
環境性能評価書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
特別大規模特定建築物の名称				
特別大規模特定建築物の所在地				
特別大規模特定建築物の用途別床面積	ホテル等	m ²	飲食店等	m ²
	病院等	m ²	集会場等	m ²
	百貨店等	m ²	その他()	m ²
	事務所等	m ²	()	m ²
	学校等	m ²	()	m ²
建築物環境計画書提出書等の受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書() 建築物等工事完了届出書()			
交付した環境性能評価書の写し		別添のとおり		
連絡先		(電話番号)		
※受付欄				

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から別記第三十九号様式まで
(現行のとおり)

第5号様式の4(第13条の5関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所 氏 名 (法人にあっては名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)	
マンション環境性能表示変更届出書	
マンションの 販売 広告中に変更したマンション環境性能表示を 表 示 し たので、 賃貸 表示させ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の6第1項の規定により、次の とおり届け出ます。	
建 築 物 等 の 名 称	
建 築 物 等 の 所 在 地	
建築物環境計画書提出 書 等 の 受 付 番 号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書()
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託 者の住所及び名称 (法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第六号様式から別記第三十九号様式まで
(略)

第5号様式の5(第13条の5関係)

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所 氏 名 (法人にあっては名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)	
マンション環境性能表示変更届出書	
マンションの 販売 広告中に変更したマンション環境性能表示を 表 示 し たので、 賃貸 表示させ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の6第1項の規定により、次の とおり届け出ます。	
建 築 物 等 の 名 称	
建 築 物 等 の 所 在 地	
建築物環境計画書提出 書 等 の 受 付 番 号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書()
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託 者の住所及び名称 (法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)	
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。